

私立幼稚園等園児保護者補助金 金額表

(従来制度幼稚園児・新制度幼稚園1号児・認定こども園1号児)

1.東京都分

区分	所得の基準	補助単価（月額） （以下の単価にかかわらず対象経費が上限額）			
		区分1～3生計を一にする 兄・姉がいない園児 区分4～5小学校3年生以下 下の兄・姉がいない就園児 【第1子】	区分1～3生計を一にする 兄・姉が1人いる園児 区分4～5小学校3年生以下 の兄・姉が1人いる就園児 【第2子】	区分1～3生計を一にする 兄・姉が2人以上いる園児 区分4～5小学校3年生以下 の兄・姉が2人以上いる就園児 【第3子以降】	
1	生活保護世帯				
	市民税所得割非課税のうち ひとり親世帯等※				
2	市民税所得割非課税世帯	3,200 円	6,200 円		
	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯の うちひとり親世帯等※				
3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	1,800 円			
4	市民税所得割課税額 211,200 円以下世帯				5,600 円
5	市民税所得割課税額 256,300 円以下世帯				5,000 円
6	上記区分以外世帯				

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）、在宅障害児（者）のいる世帯、その他生活保護法に定める要保護世帯に準ずるとして市長が認めた世帯をいいます。

2.東久留米市分

区分	補助単価（月額） （以下の単価にかかわらず対象経費が上限）
全ての児童	3,300 円